

『大都市特例とは何か -基本原則と具体的内容-』

五大都市共同事務局 [編]

五大都市共同事務局刊 / 1956年5月 / 24cm / 86頁 / 図書番号 0A-0027

1956年の第24国会に政府が提案した地方自治法改正案には、「大都市に関する特例」の一章が設けられた。これは府県と大都市の事務配分について、第1に16項目の府県の事務について、その全部又は一部を政令によって大都市の事務とし、第2に府県の行う監督権について、政令の定めるものにつき、これを省略又は主務省の監督に切替え得ることを定めるものである。

本書は、この特例立法の沿革及び経過を明らかにし、背後にある基本的な考え方を究め、その基本原則によって個々の事務を具体的に見定める必要があるとして、五大都市が刊行したものである。

1. 大都市特例の由来では、この規定が戦後の地方制度改革の中から生まれた背景を説明する。1949年のシャープ勧告は、国・都道府県・市町村間の事務再配分の必要を勧告し、行政責任明確化、能率化、地方公共団体及び市町村優先の3原則を示した。地方制度調査会が1953年に行った答申は、大都市制度に関する事項の一説を設けて、差し当たり府県との間の事務及び財源の配分によって大都市行政運営の合理化を図ることとした。これらが「特例」の原型をなしている。

2. 大都市特例の根拠と課題では、大都市への事務の一元化の根拠と問題点を考察する。府県と市町村という2階層の地方団体を認める理由は、両者の間に広い意味の補完関係を認めるからであるが、大都市については行財政能力や行政に足るだけの量及び規模の事務が存在するという点からみて、能力及び能率面での府県の補完行政は必要でない。「特例」中の事務は、福祉等住民に対し現場で直接処理される行政であり、大都市の行財政能力が信頼しうるものである限り、又住民の利便性の面からも、事務の実態を握っている市に一元化するのが当然とする。

しかし、大都市への事務の一元化には限界があり、地方制度調査会の答申においても府県に留保すべき事務として「広域的または統一的処理を要する事務」が挙げられていることから、これらの事務の範囲を明確にする必要がある。

まず広域的事務については、厳密にはその事務の計画、執行及び管理のすべての場面を通じて、全体が一手に、一元的に処理されねばならない事務であることが必要である。従って、それは計画の部面に属するものが多く、その執行及び管理は一定の条件（執行能力及び協力関係）により他の階層に事務を分割できる場合があるため、たとえ府県の事務であっても、現場で処理されるのが建前のものは広域行政とは言い難いとする。

また統一的処理の必要性についても、異質的な社会を包含する府県全体を通じて統一されなければならないという積極的理由がある場合にのみそう言い得るのであり、特に国が全国的な最低基準を定めてその具体的適用を地方に委ねるような場合は、府県において統一処理を要する事務とは決して言うべきではないとする。

そして、大都市特例による事務配分の原則を「市民に直接関係する府県の事務については、その窓口から終局の処理に至るまで関係する一切の権限を大都市に一元化すべきである」と要約する。

3. 各論では、16項目の事務の現状と直近の処理状況を示した上で、個々の事務の移管の妥当性を検討する。

(山野辺香葉・市政専門図書館司書主任)